

証券コード 9684
平成21年6月2日

株主各位

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役社長 和田 洋一

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月23日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

パソコン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイト（[http:// www.evot.e.jp/](http://www.evot.e.jp/)）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書面に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、57頁から58頁までの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法によるものと重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成21年6月24日（水曜日）午後3時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル
5階「コンコードボールルーム」
（昨年とは会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

**3. 目的事項
報告事項**

1. 第29期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.square-enix.com/jpn/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは、事業セグメントをゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、AM等事業及びその他事業と定め、各々の事業セグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。また、ネットワーク関連事業を推進するために必須となる情報通信技術の獲得と商品・サービスへの応用を目的として、基盤技術の研究開発を行っております。

なお、当社は平成20年10月1日より持株会社体制へ移行しております。

当連結会計年度の業績は、売上高は135,693百万円（前年同期比8.0%減）、営業利益は12,277百万円（前年同期比42.9%減）、経常利益は11,261百万円（前年同期比40.3%減）、当期純利益は6,333百万円（前年同期比31.1%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

(2) 部門（事業）別の状況

① ゲーム事業

主としてゲームコンソール（携帯ゲーム機含む）、PCを対象としたゲームの企画、開発及び販売を行っております。日本で開発、販売したゲームは、翻訳等のローカライズ作業を施し、北米へは主に連結子会社のSQUARE ENIX, INC.を通じて、欧州等のPAL地域へは主に連結子会社のSQUARE ENIX LTD.を通じての販売を行っております。

当連結会計年度は、ニンテンドーDS向けの「ドラゴンクエストV」（発売地域：日本、北米、欧州）、「クロノ・トリガー」（同：日本、北米、欧州）、プレイステーションポータブル向けの「ディシディア ファイナルファンタジー」（同：日本）、「CRISIS CORE -FINAL FANTASY VII-」（同：欧州）、XBOX360向けの「ラスト レムナント」（同：日本、北米、欧州）、「インフィニット アンディスカバリー」（同：日本、北米、欧州）、「スターオーシャン4 -THE LAST HOPE-」（同：日本、北米）などを新たに発売しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は36,343百万円（前年同期比12.6%減）となり、営業利益は4,162百万円（前年同期比53.1%減）となりました。

② オンラインゲーム事業

ネットワークに接続することを前提としたオンラインゲームサービスの企画、開発、販売及び運営を行っております。当連結会計年度は、引き続き日米欧の合計で約50万人の会員を獲得しているMMORPG（Massively Multi-player Online RPG）「ファイナルファンタジーXI」の運営を中心に展開しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は10,629百万円（前年同期比12.1%減）となり、営業利益は3,087百万円（前年同期比47.5%減）となりました。

③ モバイル・コンテンツ事業

携帯電話向けコンテンツの企画、開発及び運営を行っており、着信メロディ、待受画面、ゲーム、ポータルサービスなど様々なモバイル・コンテンツサービスを提供しております。当連結会計年度においても引き続き、「ドラゴンクエスト」、「ファイナルファンタジー」のポータルサービス等を中心に当社のオリジナルコンテンツの強みを生かした取り組みを展開しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は7,092百万円（前年同期比7.8%増）となり、営業利益は3,689百万円（前年同期比109.7%増）となりました。

④ 出版事業

定期刊行誌、各定期刊行誌で連載されているコミック単行本、ゲームガイドブック等の出版事業を行っております。当連結会計年度は、「黒執事」、「ソウルイーター」等の人気作品のテレビアニメ化の効果により、コミック単行本の販売が伸長し、好調に推移いたしました。

当事業における当連結会計年度の売上高は12,985百万円（前年同期比16.4%増）となり、営業利益は3,540百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

⑤ AM等事業

株式会社タイトー（以下、「タイトー」といいます。）のグループ全ての業績と、タイトーの連結子会社化によって生じたのれんの償却費を当セグメントに計上しております。厳しい外部環境の中、主力事業であるアミューズメント施

設運営部門において健闘したものの、低調に推移いたしました。

当事業における当連結会計年度の売上高は58,269百万円（前年同期比15.7%減）となり、営業損失は944百万円（前年同期は3,129百万円の営業利益）となりました。

⑥ その他事業

主に当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画、制作、販売及びライセンス使用等を行っております。また、株式会社スクウェア・エニックスを販売元とした業務用ゲーム機器の業績も主として当事業に計上しております。当連結会計年度は、「ドラゴンクエスト モンスターバトルロード」、「ロードオブヴァーミリオン」等の業務用ゲーム機器が当事業の収益に貢献しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は12,370百万円（前年同期比37.4%増）となり、営業利益は3,266百万円（前年同期比1.8%減）となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、13,131百万円であり、主なものは、AM等事業に係るアミューズメント機器への投資、ゲーム事業及びオンラインゲーム事業に係る開発機材の購入、本社及び連結子会社等における事業所の増床・改修・移転等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に関して決議し、同年6月21日開催の第28回定時株主総会において新設分割計画承認議案及び定款変更議案(商号変更等)が承認され、同年10月1日をもって会社分割を実施いたしました。これに伴い当社は、商号を「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス」に変更し、引き続き上場会社として存続するとともに、新設会社は「株式会社スクウェア・エニックス」として当社の事業を承継いたしました。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第26期 平成17年度	第27期 平成18年度	第28期 平成19年度	第29期 (当連結会計年度) 平成20年度
売 上 高 (百万円)	124,473	163,472	147,516	135,693
当 期 純 利 益 (百万円)	17,076	11,619	9,196	6,333
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	154.65	105.06	81.85	55.11
総 資 産 (百万円)	213,348	215,679	212,134	213,194
純 資 産 (百万円)	120,993	130,639	148,193	148,724

- (注) 1. 第27期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成17年9月28日付で株式会社タイトーが当社の連結子会社となりました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成21年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社スクウェア・エニックス	1,500百万円	100.0%	ゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業及びその他事業
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	1米ドル	100.0%	北米市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理
SQUARE ENIX, INC.	10百万米ドル	100.0% (100.0%)	北米市場におけるゲームの販売及びオンラインゲームの開発、販売及び運営
SQUARE ENIX LTD.	3百万英ポンド	100.0%	欧州市場におけるゲームの販売及びオンラインゲームの開発、販売及び運営
SQEX LTD.	1英ポンド	100.0%	その他の事業
SQUARE ENIX(China)CO., LTD.	12百万米ドル	100.0%	中国アジア市場におけるオンラインゲームの開発、販売及び運営
コミュニティーエンジン株式会社	25百万円	58.8%	ネットワークアプリケーション、ミドルウェアの開発及び販売
株式会社デジタルエンタテインメントアカデミー	72百万円	72.2% (72.2%)	ゲーム制作技術者養成スクールの運営
株式会社タイトー	4,524百万円	100.0%	オペレーション・レンタル事業、製品・商品販売事業、コンテンツサービス事業及びその他事業

- (注) 1. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 株式会社スクウェア・エニックス及びSQEX LTD. が、当連結会計年度において新たに連結子会社になりました。
3. 株式会社デジタルエンタテインメントアカデミーは、平成21年3月31日に解散の株主総会決議を経て現在清算手続き中であります。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。今後、ITや通信環境の急速な発展・普及により、ネットワークを前提とするエンタテインメントに対するニーズが高まるとともに、ユーザーが多機能端末を通じて多様なコンテンツにアクセスできるようになるなど、デジタル・エンタテインメントの産業構造が大きく変化することが予想されます。当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタル・エンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

これを実現するため、国際的な事業拡大、多様なコンテンツの出口の確保、それに対応する人材の育成、獲得が当社の対処すべき重要な課題であります。

(9) 主要な事業セグメント（平成21年3月31日現在）

ゲーム事業	ゲームの企画、開発及び販売
オンラインゲーム事業	オンラインゲームの企画、開発、販売及び運営
モバイル・コンテンツ事業	携帯電話向けコンテンツの企画、開発及び販売
出版事業	コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書籍等の出版及び販売
AM等事業	タイトーグループのオペレーション・レンタル事業、製品・商品販売事業、コンテンツサービス事業、その他事業
その他事業	二次的著作物の企画、制作、販売及び販売許諾

(10) 主要拠点等（平成21年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都渋谷区
株式会社スクウェア・エニックス	東京都渋谷区
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	米国
SQUARE ENIX, INC.	米国
SQUARE ENIX LTD.	英国
SQEX LTD.	英国
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.	中国
コミュニティーエンジン株式会社	東京都渋谷区
株式会社デジタルエンタテインメントアカデミー	東京都新宿区
株式会社タイトー	東京都渋谷区

(11) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

事 業	従 業 員 数	前連結会計年度 末 比 増 減
	名	名
ゲ ー ム 事 業	1,290	△ 48
オ ン ラ イ ン ゲ ー ム 事 業	409	7
モ バ イ ル ・ コ ン テ ン ツ 事 業	63	△ 10
出 版 事 業	126	5
A M 等 事 業	788	8
そ の 他 事 業	34	△ 15
全 社	242	32
合 計	2,952	△ 21

(12) **主要な借入先の状況**（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

(13) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社の完全子会社である英国SQEX LTD.（以下、「SQEX」といいます。）は、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントにつき英国裁判所の認可を受け、平成21年4月22日を効力発生日として、英国Eidos plc（現・Eidos Ltd.：以下、「Eidos」といいます。）の全株式を買付けました。これによりEidosは、同日をもってSQEXの完全子会社となりました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 440,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 115,305,996株 |
| ③ 株主数 | 33,074名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
福 嶋 康 博	23,626	20.54
株 式 会 社 福 嶋 企 画	9,763	8.48
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	9,520	8.27
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	7,456	6.48
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	7,438	6.46
宮 本 雅 史	7,077	6.15
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口4G）	4,442	3.86
株 式 会 社 エ ス シ ス テ ム	2,045	1.77
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドンエスエルオムニバスアカウント	1,845	1.60
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	1,665	1.44

(注) 出資比率は自己株式（295,813株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況
- イ. 平成14年6月22日開催の定時株主総会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数 10,220個
 - ・目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 868,700株（新株予約権1個につき85株）

- ロ. 平成16年6月19日開催の定時株主総会決議による第2回新株予約権
 - ・新株予約権の数 4,460個
 - ・目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 446,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ハ. 平成17年6月18日開催の定時株主総会決議による第3回新株予約権(第1回)
 - ・新株予約権の数 8,250個
 - ・目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 825,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ニ. 平成17年6月18日開催の定時株主総会決議による第3回新株予約権(第2回)
 - ・新株予約権の数 10個
 - ・目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ホ. 平成19年11月19日開催の取締役会決議による第4回新株予約権
 - ・新株予約権の数 4,500個
 - ・目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 450,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ヘ. 平成19年11月19日開催の取締役会決議による第5回新株予約権
 - ・新株予約権の数 6,700個
 - ・目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 670,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ト. 平成20年7月31日開催の取締役会決議による2008年8月新株予約権
 - ・新株予約権の数 198個
 - ・目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 19,800株 (新株予約権1個につき100株)

・当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	種 類 (行使価額)	行 使 期 間	個 数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	上記イ. (2,152円)	平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで	2,480個	2人
	上記ロ. (2,981円)	平成18年7月1日から 平成21年6月30日まで	1,430個	4人
	上記ハ. (3,365円)	平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	2,950個	4人
	上記ホ. (3,706円)	平成21年11月20日から 平成24年11月19日まで	4,350個	4人
	上記ト. (1円)	平成20年8月22日から 平成40年8月21日まで	192個	4人
社 外 取 締 役	上記イ. (2,152円)	平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで	400個	1人
	上記ロ. (2,981円)	平成18年7月1日から 平成21年6月30日まで	30個	1人
	上記ハ. (3,365円)	平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	150個	1人
	上記ホ. (3,706円)	平成21年11月20日から 平成24年11月19日まで	150個	1人
	上記ト. (1円)	平成20年8月22日から 平成40年8月21日まで	6個	1人

(注) 1. 上記イ. は、平成15年4月1日付にて株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併したことに伴い、旧商法上の消滅会社である株式会社スクウェアにおいて発行された新株予約権を引き継いだものであります。

2. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記ホ. へ. の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社並びに当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

・新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記新株予約権の行使の条件の規定により権利を行使ができる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認

の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

3. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記ト、の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（ただし、上記行使期間内とする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

上記に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であつて、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

・新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権に関する重要な事項

平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債（平成21年3月31日現在）

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権行使時の1株当たり払込金額	行使期間
370個	普通株式 10,882,352株	3,400円	平成17年11月28日から 平成22年11月11日まで

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	和田洋一	
代表取締役副社長	本多圭司	
取締役	松田洋祐	
取締役	千田幸信	
取締役	成毛眞	株式会社インスパイア取締役ファウンダー スルガ銀行株式会社社外取締役 株式会社ミロク情報サービス社外取締役
常勤監査役	小林諒一	株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役
監査役	矢作憲一	日本オフィスシステム株式会社社外監査役 大塚ホールディングス株式会社社外監査役 情報技術開発株式会社社外監査役 ビジネス・ブレイクスルー大学院大学教授
監査役	松田隆次	松田法律事務所 弁護士 西華産業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役成毛眞氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小林諒一氏、矢作憲一氏及び松田隆次氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役矢作憲一氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の常勤監査役をはじめ、複数の会社の社外監査役を歴任し、日本監査役協会の常任理事を経験するなど、内部統制並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役松田隆次氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等	辞任日
監査役	伊庭保		平成21年 3月30日

- (注) 監査役伊庭保氏は、社外監査役であり、ソニー株式会社の代表取締役副社長をはじめソニーのグループ会社の代表取締役、取締役を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1)	374百万円 (11)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4)	34百万円 (34)
合計 (うち社外役員)	9名 (5)	409百万円 (46)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額600百万円以内、ストックオプションとしての報酬等の限度額は平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会で年額250百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、当事業年度分として計上いたしました役員賞与及び役員退職引当金の金額も含まれております。
5. 社外役員が、当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額は1百万円であります。

④ 社外役員に関する事項（平成21年3月31日現在）

- イ. 他の会社の業務執行者との兼任状況及び当社と当該他の会社との関係
- 取締役成毛眞氏は、株式会社インスパイアの取締役ファウンダーを兼務しております。なお、当社と同社の間には重要な取引関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
- 取締役成毛眞氏は、スルガ銀行株式会社及び株式会社ミロク情報サービスの社外取締役であります。
 - 監査役小林諒氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役であります。
 - 監査役矢作憲一氏は、日本オフィスシステム株式会社、大塚ホールディングス株式会社及び情報技術開発株式会社の社外監査役であります。
 - 監査役松田隆次氏は、西華産業株式会社の社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 成毛 眞	14回	93.3%	—	—
監査役 小林 諒一	15回	100.0%	14回	100.0%
監査役 矢作 憲一	14回	93.3%	12回	85.7%
監査役 松田 隆次	13回	86.7%	13回	92.9%
監査役 伊庭 保	11回	73.3%	11回	78.6%

・取締役会、監査役会における発言状況

取締役成毛眞氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役小林諒一氏、矢作憲一氏、松田隆次氏及び伊庭保氏は、それぞれの分野で培われた豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において適宜、必要な発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社につきましては新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の主要な海外（北米及び英国）子会社はErnst & Youngグループの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任の他、原則として、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、取締役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、法務部門と内部監査部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度の設置により、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程を制定する。
取締役は、取締役会等の議事録、稟議書その他その職務の執行に係る情報を当該規程の定めるところに従い適切に保存かつ管理し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理の徹底を図るため、法務部門と内部監査部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度の設置により、全社的なリスク管理の取り組みを横断的に統括する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
持株会社体制のもと、取締役はグループ経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、子会社取締役等に委譲した執行権限を職務権限・業務分掌規程において明確化したうえで、当該規程に基づき効率的に運用している。経営会議を設置し、グループの業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、毎月1回以上開催する。
効率的業務遂行の基盤である情報システムの管理・運営に関し、情報システム運営委員会を設置し、情報システム全般を統制する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、法務部門と内部監査部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社から取締役又は監査役を主要子会社に派遣している。
経営指針及びグループ行動規範を定め、コンプライアンスに関して、当社企業集団における理念の統一を保つ。
内部統制委員会及び内部通報制度をグループ内主要子会社においても制定・運用する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
設置することができる。(監査役は、補助者として監査業務の補助を行うよう使用人を設置することができる。)
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑦において設置する場合：
上記使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の承認を得なければならないものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
毎月1回以上開催される経営会議その他の重要会議に、常勤監査役が参加し、重要な会社の業務報告を確認している。また、内部通報窓口に常勤監査役を含めている。
現行の体制を維持・推進する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
毎月1回以上開催される経営会議その他の重要会議に、常勤監査役が参加し意見を述べるようにしている。
重要な契約書類、稟議決裁、会計情報をいつでも閲覧できるようにしている。
現行の体制を維持・推進する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、今後、既存事業の拡大、新規事業の開拓等を目的とした設備投資や買収など、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、株主への還元を重視し、業績連動、安定還元の最適なバランスを旨とし、安定的かつ継続的な配当に留意してまいります。配当の業績連動部分につきましては、連結配当性向30%を目安としております。

本事業報告中における金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	158,387	流動負債	23,477
現金及び預金	111,981	支払手形及び買掛金	10,097
受取手形及び売掛金	15,432	未払金	2,884
商品及び製品	4,917	未払費用	1,503
仕掛品	291	未払法人税等	3,239
原材料及び貯蔵品	581	未払消費税等	686
コンテンツ制作勘定	18,392	前受金	563
繰延税金資産	3,882	預り金	517
その他	3,179	賞与引当金	1,413
貸倒引当金	△270	返品調整引当金	1,598
固定資産	54,806	店舗閉鎖損失引当金	445
有形固定資産	19,082	その他	525
建物及び構築物	4,618	固定負債	40,992
工具器具備品	3,302	社債	37,000
アミューズメント機器	2,590	退職給付引当金	1,644
土地	8,515	役員退職引当金	236
建設仮勘定	19	店舗閉鎖損失引当金	721
その他	36	その他	1,390
無形固定資産	18,697	負債合計	64,469
のれん	17,771	純資産の部	
その他	925	株主資本	151,879
投資その他の資産	17,027	資本金	15,134
投資有価証券	2,063	資本剰余金	44,375
長期貸付金	360	利益剰余金	93,220
差入保証金	12,327	自己株式	△852
建設協力金	1,249	評価・換算差額等	△4,560
破産更生債権等	376	その他有価証券評価差額金	△71
繰延税金資産	952	為替換算調整勘定	△4,488
その他	528	新株予約権	410
貸倒引当金	△831	少数株主持分	995
資産合計	213,194	純資産合計	148,724
		負債・純資産合計	213,194

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		135,693
売上原価		79,527
売上総利益		56,166
返品調整引当金戻入額		1,135
返品調整引当金繰入額		1,598
差引売上総利益		55,703
販売費及び一般管理費		43,426
営業利益		12,277
営業外収益		
受取利息	696	
受取配当金	12	
受取賃貸料	43	
雑収入	157	909
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	1,715	
持分法による投資損失	18	
雑損失	189	1,925
経常利益		11,261
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
貸倒引当金戻入益	13	
訴訟関連債務戻入益	181	
その他	33	228
特別損失		
固定資産売却損	26	
固定資産除却損	790	
減損損失	859	
投資有価証券評価損	120	
割増退職金	30	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	286	
訴訟和解金	15	
その他	221	2,350
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		9,139
匿名組合損益分配額		△14
税金等調整前当期純利益		9,153
法人税、住民税及び事業税	4,502	
法人税等還付金	△1,841	
法人税等調整額	198	2,859
少数株主損失		39
当期純利益		6,333

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	14,928
当期変動額	
新株の発行	206
当期変動額合計	206
当期末残高	15,134
資本剰余金	
前期末残高	44,169
当期変動額	
新株の発行	206
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	206
当期末残高	44,375
利益剰余金	
前期末残高	90,295
当期変動額	
剰余金の配当	△ 3,446
当期純利益	6,333
連結範囲の変動	16
持分法の適用範囲の変動	22
当期変動額合計	2,925
当期末残高	93,220
自己株式	
前期末残高	△ 841
当期変動額	
自己株式の取得	△ 13
自己株式の処分	2
当期変動額合計	△ 11
当期末残高	△ 852

	金額
株主資本合計	
前期末残高	148,552
当期変動額	
新株の発行	412
剰余金の配当	△ 3,446
当期純利益	6,333
自己株式の取得	△ 13
自己株式の処分	2
連結範囲の変動	16
持分法の適用範囲の変動	22
当期変動額合計	3,326
当期末残高	151,879
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 12
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 59
当期変動額合計	△ 59
当期末残高	△ 71
為替換算調整勘定	
前期末残高	△ 1,504
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,984
当期変動額合計	△ 2,984
当期末残高	△ 4,488
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 1,517
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,043
当期変動額合計	△ 3,043
当期末残高	△ 4,560

	金額
新株予約権	
前期末残高	81
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	329
当期変動額合計	329
当期末残高	410
少数株主持分	
前期末残高	1,077
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 81
当期変動額合計	△ 81
当期末残高	995
純資産合計	
前期末残高	148,193
当期変動額	
新株の発行	412
剰余金の配当	△ 3,446
当期純利益	6,333
自己株式の取得	△ 13
自己株式の処分	2
連結範囲の変動	16
持分法の適用範囲の変動	22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,795
当期変動額合計	530
当期末残高	148,724

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

16社及び1任意組合
㈱スクウェア・エニックス
㈱タイトー
㈱デジタルエンタテインメントアカデミー
コミュニティーエンジン㈱
㈱SGラボ

SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.

SQUARE ENIX, INC.

SQUARE L. L. C.

SQUARE PICTURES, INC.

SQUARE ENIX LTD.

SQEX LTD.

SQUARE ENIX (China) CO., LTD.

北京易通幻龍網絡科技有限公司

SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD

北京泰信文化娛樂有限公司

TAITO KOREA CORPORATION

FF・フィルム・パートナーズ（任意組合）

(注) 1. SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD

は、現在清算手続き中であります。

2. ㈱エフオート、㈱タイトーアルト及び㈱タイトーテックは、清算手続きが完了したことにより、連結の範囲から除外しております。

3. 当社は、平成20年10月1日付で新設分割方式による会社分割を行い、新規設立した連結子会社「株式会社スクウェア・エニックス」に当社のゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業及びその他事業を承継させ、商号を「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス」に変更いたしました。

4. SQEX LTD. を新規設立し、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・ 主要な非連結子会社の名称

㈱ソリッド
㈱プレイオンライン
㈱スクウェア・エニックス モバイルスタジオ
㈱スマイルラボ
㈱スタイルウォーカー

・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

1社

・ 主要な会社等の名称

㈱ブレイブ
Kaaku Ltd. 及びKaasa Solution GmbHは、当連結会計年度において、全保有株式を売却したことにより持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・ 主要な会社等の名称

㈱ソリッド
㈱プレイオンライン
㈱スクウェア・エニックス モバイルスタジオ
㈱スマイルラボ
㈱ビーエムエフ
㈱スタイルウォーカー
㈱草薙

・ 持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する事項

持分法適用会社である㈱ブレイブについては、決算日が連結決算日と異なるため、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) Co., Ltd.、北京易通幻龍網絡科技有限公司、北京泰信文化娛樂有限公司、SQUARE PICTURES, INC. 及びFF・フィルム・パートナーズ（任意組合）の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月末日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTDの決算日は12月末日ですが、連結計算書類の作成に当たって、同社については、決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

・商品及び製品

月別総平均法による原価法

なお、連結子会社は主として移動平均法による原価法

但し、アミューズメント機器は、個別法による原価法

個別法による原価法

・コンテンツ制作勘定

・原材料、仕掛品

移動平均法による原価法

・貯蔵品

最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～65年

工具器具備品 3～15年

アミューズメント機器 3年

（補助機器は5年）

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、商標権は10年間の定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

当社及び一部連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフト等の返品による損失に備えるため、タイトル毎に将来の返品の可能性を勘案して、返品損失の見込額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

ホ. 退職給付引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌年から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年又は5年）による按分額を費用処理しております。

また、一部国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ヘ. 役員退職引当金

当社及び一部連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ロ. のれんの償却に関する事項 20年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 会計方針の変更

(重要な資産の評価基準及び評価方法の変更について)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これにより当連結会計年度の営業利益が685百万円減少しましたが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(7) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前期において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。

なお、前期における「減損損失」の金額は、9百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

38,898百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	115,117千株	188千株	－千株	115,305千株

(注)発行済株式の総数の増加は、ストックオプション(新株予約権)の権利行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,296百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月23日

ロ. 平成20年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,149百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの平成21年6月24日開催の第29回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 2,300百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月25日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

① 新株予約権

	平成14年6月22日定時株主総会決議分(注)2.	平成16年6月19日定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	868,700株	446,000株
新株予約権の残高	10,220個	4,460個
	平成17年6月18日定時株主総会決議分(第1回)	平成17年6月18日定時株主総会決議分(第2回)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	825,000株	1,000株
新株予約権の残高	8,250個	10個
	平成20年7月31日取締役会決議分	
目的となる株式の種類	普通株式	
目的となる株式の数	19,800株	
新株予約権の残高	198個	

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

2. 平成15年4月1日付にて株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併したことに伴い、旧商法上の消滅会社である株式会社スクウェアにおいて発行された新株予約権を引き継いでおります。

② その他の新株予約権

平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債（平成21年3月31日現在）

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権行使時の1株当たり払込金額	行使期間
370個	普通株式 10,882,352株	3,400円	平成17年11月28日から 平成22年11月11日まで

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,280円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円11銭 |

5. 重要な後発事象に関する注記

株式取得による会社の買収

(1) 株式取得による会社買収の概要

当社の完全子会社である英国SQEX LTD.（以下、「SQEX」といいます。）は、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントにつき英国裁判所の認可を受け、平成21年4月22日を効力発生日として、英国Eidos plc（現・Eidos Ltd.：以下、「Eidos」といいます。）の全株式を買付けました。これによりEidosは、同日をもって完全子会社となりました。

(2) 買収の理由

Eidosのヒット商品とスクウェア・エニックスグループの製品が統合されることにより、インタラクティブ・エンタテインメント業界における世界有数のリーダーとしてのスクウェア・エニックスグループの地位は更に強化できると判断したためであります。

(3) 買収する会社の名称、買収する事業内容及び規模

会社の名称：Eidos Ltd.

事業内容：インタラクティブ・エンタテインメント製品の開発、製作及び販売

資本金：13,179,336.50ポンド

(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

株式の数：263,586,730株

取得価額：84.3百万ポンド（12,207百万円）

なお、平成21年4月22日換算レートにより換算しております。

取得後の持分比率：100%

(5) 支払資金の調達及び支払方法

自己資金によります。

6. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	35,132	流動負債	1,700
現金及び預金	34,262	未払金	189
売掛金	453	未払法人税等	1,407
繰延税金資産	143	その他の	104
その他の	272	固定負債	37,140
固定資産	154,200	社債	37,000
有形固定資産	4,182	役員退職引当金	140
建物	625	負債合計	38,841
土地	3,557	純資産の部	
その他の	0	株主資本	150,144
投資その他の資産	150,018	資本金	15,134
投資有価証券	550	資本剰余金	44,375
関係会社株式	92,765	資本準備金	44,369
関係会社長期貸付金	53,677	その他資本剰余金	6
繰延税金資産	3,358	利益剰余金	91,486
その他の	94	利益準備金	885
貸倒引当金	△427	その他利益剰余金	90,601
		別途積立金	29,522
		繰越利益剰余金	61,079
		自己株式	△852
		評価・換算差額等	△63
		その他有価証券評価差額金	△63
		新株予約権	410
資産合計	189,332	純資産合計	150,491
		負債・純資産合計	189,332

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		31,454
売上原価		13,352
売上総利益		18,102
返品調整引当金戻入額		492
返品調整引当金繰入額		515
差引売上総利益		18,079
販売費及び一般管理費		10,991
営業利益		7,087
営業外収益		
受取利息	832	
受取配当金	16	
有価証券利息	63	
雑収入	117	1,029
営業外費用		
為替差損	1,042	
支払手数料	151	
雑損失	0	1,194
経常利益		6,922
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	33	
投資有価証券評価損	9	
関係会社株式評価損	91	
減損損失	92	
貸倒引当金繰入額	188	414
匿名組合損益分配前税引前当期純利益		6,510
匿名組合損益分配額		△8
税引前当期純利益		6,518
法人税、住民税及び事業税	1,635	
法人税等調整額	1,024	2,660
当期純利益		3,858

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	14,928
当期変動額	
新株の発行	206
当期変動額合計	206
当期末残高	15,134
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	44,163
当期変動額	
新株の発行	206
当期変動額合計	206
当期末残高	44,369
其他資本剰余金	
前期末残高	6
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	6
資本剰余金合計	
前期末残高	44,169
当期変動額	
新株の発行	206
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	206
当期末残高	44,375

	金額
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	885
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	885
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	29,522
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	29,522
繰越利益剰余金	
前期末残高	60,666
当期変動額	
剰余金の配当	△ 3,446
当期純利益	3,858
当期変動額合計	412
当期末残高	61,079
利益剰余金合計	
前期末残高	91,074
当期変動額	
剰余金の配当	△ 3,446
当期純利益	3,858
当期変動額合計	412
当期末残高	91,486
自己株式	
前期末残高	△ 841
当期変動額	
自己株式の取得	△ 13
自己株式の処分	2
当期変動額合計	△ 11
当期末残高	△ 852

	金額
株主資本合計	
前期末残高	149,331
当期変動額	
新株の発行	412
剰余金の配当	△ 3,446
当期純利益	3,858
自己株式の取得	△ 13
自己株式の処分	2
当期変動額合計	813
当期末残高	150,144
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 5
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 58
当期変動額合計	△ 58
当期末残高	△ 63
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 5
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 58
当期変動額合計	△ 58
当期末残高	△ 63
新株予約権	
前期末残高	81
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	329
当期変動額合計	329
当期末残高	410

	金額
純資産合計	
前期末残高	149,407
当期変動額	
新株の発行	412
剰余金の配当	△ 3,446
当期純利益	3,858
自己株式の取得	△ 13
自己株式の処分	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	270
当期変動額合計	1,083
当期末残高	150,491

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 商品及び製品 | 月別総平均法による原価法 |
| ② コンテンツ制作勘定 | 個別法による原価法 |
| ③ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	50年
建物附属設備	3～18年
工具器具備品	3～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、商標権は10年間の定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

② 賞与引当金

③ 返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、当事業年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフト等の返品による損失に備えるため、タイトル毎に将来の返品の可能性を勘案して、返品損失の見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

⑤ 役員退職引当金

役員退職引当金の支給に備えるため、当社の内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方法によっております。
- (5) 会計方針の変更
(貸借対照表関係)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これにより当事業年度の営業利益が26百万円減少しましたが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 633百万円
- (2) 偶発債務

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX, INC. のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT AMERICA INC. に対する一切の債務につき、15百万米ドルを上限とする根保証を行っております。なお、平成21年3月末現在発生している債務は0百万米ドルであります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD. に対する一切の債務につき、保証を行っております。なお、平成21年3月末現在発生している債務は0百万ユーロであります。

当社及び株式会社スクウェア・エニックスは、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との銀行取引に関する一切の債務につき、1,500百万円を極度とする連帯保証を行っております。なお、平成21年3月末現在発生している債務は、83百万円であります。

当社及び株式会社スクウェア・エニックスは、連結子会社である株式会社タイトーの芙蓉総合リース株式会社に対するアミューズメント機器のオペレーティング・リース取引に係る債務について連帯保証を行っております。なお、平成21年3月末現在発生している債務は、3,161百万円であります。

当社及び株式会社スクウェア・エニックスは、連結子会社である株式会社タイトーの三菱UFJファクター株式会社との一括決済システムに係る一切の債務につき、6,000百万円を極度とする連帯保証を行っております。なお、平成21年3月末現在発生している債務は、1,809百万円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

(区分掲記されているものを除く)

① 短期金銭債権	720百万円
② 短期金銭債務	73百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	4,152百万円
② 仕入高等	406百万円
③ その他営業費用	556百万円
④ 営業取引以外の取引高	664百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	291千株	4千株	0千株	295千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡請求による売渡による減少分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、会社分割に伴う子会社株式に係る一時差異であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

開示すべき重要な事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				内容 役員の兼任等				
子会社	SQUARE ENIX, INC.	10百万米ドル	100	有り	ロイヤリティ収入	1,794	売掛金	-
					外注費等	87	買掛金及び未払金	-
子会社	SQUARE ENIX LTD.	3百万英ポンド	100	有り	ロイヤリティ収入等	1,193	売掛金	10
					外注費等	152	買掛金及び未払金	-
子会社	㈱タイトー	4,524	100	有り	資金の返済	2,000	関係会社長期貸付金	53,000
					貸付金利息	622	未収利息	-
					商品等の売上	372	売掛金	131
					仕入・外注費等	624	買掛金及び未払金	3
子会社	㈱スクウェア・エニックス	1,500	100	有り	ロイヤリティ収入等	714	売掛金	293
					支払手数料	63	未収入金	8
							未払金	53

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社との取引については、一般取引と同様、市場価格等に基づき交渉の上、決定しております。また、資金の貸付については、市場金利を基準として個別に決定した利率を適用しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,304円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円57銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 浩一郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田 憲一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横内 龍也	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（旧会社名 株式会社スクウェア・エニックス）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（旧会社名 株式会社スクウェア・エニックス）及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の完全子会社である英国SQEX LTD. は、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントにつき英国裁判所の認可を受け、平成21年4月22日を効力発生日として、英国Eidos plc(現Eidos Ltd)の全株式の買付けが完了し、これにより英国Eidos plc(現Eidos Ltd)を同日をもって完全子会社化している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 浩一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田 憲一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横内 龍也	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（旧会社名 株式会社スクウェア・エニックス）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
監査役会

常勤監査役 小林 諒 一 ⑩

監査役 矢作 憲 一 ⑩

監査役 松田 隆次 ⑩

- (注) 1. 監査役 小林諒一、矢作憲一及び松田隆次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 監査役 伊庭 保は、一身上の都合により、平成21年3月30日付をもって監査役を辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印していません。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第29期の期末配当につきましては、収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、業績連動、安定還元の最適なバランスを旨とし、安定的かつ継続的な配当を実施することとし、当連結会計年度の業績を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,300,203,660円となります。

これにより年間配当金は、平成20年12月に実施いたしました中間配当金10円と合わせ1株につき30円となり、当連結会計年度の連結配当性向は、54.4%となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月25日（木曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 上記変更による条文の削除に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p><u>(単元未満株券の不発行)</u> 第9条 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の単元未満株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 剰余金配当を受ける権利 (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 (5) 単元未満株式の売渡しを請求する権利</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 剰余金配当を受ける権利 (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利 (5) 単元未満株式の売渡しを請求する権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（省 略）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第12条 <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主としての諸届、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する手続き並びに手数料については、この定款に定めある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第14条～第45条（省 略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第9条（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 <u>当社の株式に関する手続き及び手数料については、この定款に定めある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>第12条～第43条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	和田 洋一 (昭和34年5月28日生)	昭和59年4月 野村證券株式会社入社 平成12年4月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社 平成12年6月 同社取締役 平成13年9月 同社代表取締役兼C. O. O. 平成13年12月 同社代表取締役社長兼C. E. O. 平成15年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成18年2月 株式会社タイトー取締役会長 平成18年7月 株式会社タイトー代表取締役社長（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長（現任） 平成21年4月 英国Eidos Ltd. 取締役会長（現任）	1,700株
2	本多 圭司 (昭和32年12月29日生)	昭和57年4月 株式会社乃村工藝社入社 昭和62年10月 平成元年4月1日合併時における旧・株式会社エニックス入社 平成6年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成10年6月 同社取締役商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成12年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成15年4月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年1月 SQUARE ENIX (China) CO.,LTD. 董事長（現任） 平成18年10月 当社代表取締役副社長（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役副社長（現任）	5,625株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数
3	松 田 洋 祐 (昭和38年4月27日生)	昭和62年4月 三井生命保険相互会社入社 平成7年5月 アクタス監査法人入所 平成10年12月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社 平成12年1月 同社退社 平成12年2月 太田昭和アーンストアンドヤング株式会社入社 平成13年10月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社、同社執行役員 平成15年4月 当社執行役員経理財務部長 平成16年6月 当社取締役経理財務担当（現任） 平成18年2月 株式会社タイトー取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取締役（現任）	200株
4	千 田 幸 信 (昭和25年9月29日生)	昭和57年8月 平成元年4月1日合併時における旧・株式会社エニックス取締役 昭和63年3月 エニックスプロダクツ株式会社取締役 平成元年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）常務取締役商品企画部長 平成4年7月 同社専務取締役ソフトウェア企画部担当兼出版企画部担当兼玩具企画部担当兼出版営業部担当 平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長 平成12年10月 同社取締役副会長 平成14年10月 同社取締役 平成15年4月 当社取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取締役（現任）	256,688株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
5	成毛 眞 (昭和30年9月4日生)	昭和57年9月 株式会社アスキー入社 昭和57年10月 株式会社アスキーマイクロソフト出向 昭和61年6月 マイクロソフト株式会社入社 同社OEM営業部部长 平成2年9月 同社取締役マーケティング部長 平成3年11月 同社代表取締役社長 平成12年5月 同社取締役特別顧問 平成12年5月 株式会社インスパイア代表取締役社長 平成12年6月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）取締役 平成15年4月 当社取締役（現任） 平成20年8月 株式会社インスパイア取締役フェウンダー（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者成毛眞氏は、社外取締役候補者であります。
3. 成毛眞氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
4. 成毛眞氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 当社は成毛眞氏との間で責任限度額を100万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化充実を図るため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
齋藤 暢 宏 (昭和18年8月9日生)	昭和41年4月 株式会社日本長期信用銀行(現・株式会社新生銀行)入行 平成3年5月 同行営業第五部長 平成5年4月 長銀証券株式会社常務取締役 平成8年4月 同社専務取締役 平成9年6月 株式会社日本格付研究所代表取締役常務 平成12年12月 株式会社ジャパンビバレッジ監査役 平成15年4月 専修大学大学院経済学研究科客員教授(現任) 平成18年6月 アセット証券株式会社監査役 平成19年6月 株式会社タイトー監査役(現任) 平成19年6月 当社コーポレートアドバイザー 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス監査役(現任)	0株

(注) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使のご案内

【議決権行使サイトURL】 <http://www.evote.jp/>

*バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
- ② パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種等には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は平成21年6月23日（火曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら後記ヘルプデスクへお問合せください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料、その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

3. 議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましても、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図



京王プラザホテル

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

5階「コンコードボールルーム」

- 新宿駅(西口)より徒歩約5分
- 地下鉄大江戸線都庁前駅B1出口すぐ

株 主 各 位

正 誤 表

「第29回定時株主総会招集ご通知」の一部に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきますので、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

訂 正 箇 所	誤	正
27頁 (2) 持分法の適用に関する事項	③ 持分法適用手続きに関する事項 持分法適用会社である(株)ブレイブについては、決算日が連結決算日と異なるため、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。	(削 除)

(訂正の理由)

(株)ブレイブの決算日は、連結決算日と同一であるため。

以 上